

第6回教育委員会会議

1 日時 令和6年3月28日（木） 午後3時30分～午後4時35分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
赤木 登代	委員
藤巻 幸嗣	教育次長
御栗 一智	東成区担当教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
福山 英利	教育監
川本 祥生	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
上原 進	教務部長
大西 啓嗣	指導部長
村田 哲志	東住吉区教育担当部長
村川 智和	総務課長
有上 裕美	連絡調整担当課長
花月 良祐	学事課長
中野 泰志	教職員サービス・監察担当課長
江原 勝弘	東住吉区役所次世代育成担当課長
伊藤 純治	教育政策課長
柳澤 成憲	教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名

(3) 案件

議案第48号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱及び解嘱について

議案第49号 東住吉区の学校選択制における制度内容の改正について

議案第50号 職員の人事について

議案第51号 職員の人事について

議案第52号 職員の人事について

議案第53号 職員の人事について

議案第54号 職員の人事について

なお、議案第50号から第54号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第48号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱及び解嘱について」を上程。

川本部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、委員の委嘱について、令和6年4月1日付けで、1名の弁護士及び臨床心理士に委員を委嘱するものである。今回、委嘱する方は、弁護士の鎌田裕代氏、臨床心理士の葉山貴美子氏である。鎌田氏は、兵庫県弁護士会の「子どもの権利委員会」に所属され、子どもの権利に関わる幅広いご見識をお持ちであり、また、いじめを始めとする子どもの権利に関わる事案の対応経験が豊富である。また、相生市の児童等に関する重大事態調査委員会の委員として活動された経験もある。葉山氏は、臨床心理士として、私立金蘭千里中学校高等学校でスクールカウンセラーとして活動されており、子どもが抱える問題に関しての知見が豊富である。また、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関

続いて、解嘱について、この度、令和３年４月１日から委員としてご活動いただいた石塚謙二委員より、退任の申し出があったことから、令和６年３月31日付けで解嘱する。

議案第49号「東住吉区の学校選択制における制度内容の改正について」を上程。

– 3 –

中学校において優先は導入しないこととした。今回の改正案の上程に先立ち、区PTAをはじめ、様々な関係者に意見を伺った。区PTAの意見としては、中には改正しない方がよいという意見もあったが、きょうだい優先を求める声も寄せられた。また、区内の校長からはきょうだい優先については肯定的な意見があった。さらに、区政会議においては、きょうだいは同じ学校がいいのではないか、いろいろな意見をきいてよく検討してもらいたいとの意見などがあった。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 これ自体に異議はないのですが、東住吉区の学校選択制ということで他の区も導入しているのでしょうか。選択制のメリットにつきましてもお聞かせください。

【多田教育長】 市全体で平成26年度より学校選択制を導入しています。

【江原東住吉区役所次世代育成担当課長】 きょうだい優先を入れている区は14区ございます。

【赤木委員】 きょうだい優先ということではなく、学校選択制そのものを入れたメリットはどういうことでしょうか。

【花月学事課長】 本市が学校選択制を導入したメリットとしましては、保護者が学校を選ぶことができるとか、学校の特色化が進むということで、現在全ての区で導入しているところでございます。

【赤木委員】 学校を選ぶときに各小学校や中学校の資料やデータは提供されるのでしょうか。

【花月学事課長】 学校選択制にあたりまして、各校で学校案内というものを作成しておりまして、入学前の保護者の方に見ていただいて学校の情報を知っていただくということと、あわせて学校説明会を開催しております。実際にいろいろな学校を見ていただいております。お子さんを入学させたい学校を選んでいただくという制度でございます。

【赤木委員】 キャパシティがあるので、人気がある学校とそうでない学校が出てくると思います。一定数そこに住んでいる子どもが優先されるのでしょうか。

【花月学事課長】 キャパシティにつきまして、学校選択制では1学級プラスまでを上限として受け入れをしているところでございます。

【多田教育長】 市全体での制度が始まってから、当時小学校1年生で入った子どもが中学生になったということもございまして、全市的な検証を行いまして、いろいろな課

題も出てきましたし、区民の皆様から具体的な意見も上がってきたところでございます。今回、東住吉区ではPTAの皆様や各学校の校長、区政会議でも議論を重ねたところでございまして、区全体でこのような方向で了解いただいたと理解しているところでございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第50号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対して「懲戒処分」を行うもので、被処分者は、小学校の主務教諭、処分内容は、懲戒処分として停職3月が相当と考える。事実の概要について、当該教諭は、令和5年10月22日、大阪市内の駅構内において、女性に対し、その後ろから手に持ったスマートフォンを動画撮影状態にしながら追従し、露出した大腿部や着衣の上から臀部等を撮影したことにより、令和6年2月8日、大阪府迷惑防止条例違反で罰金30万円の略式命令を受けた。具体的には、当該教諭は、令和5年10月21日、東京に訪れ、翌日、その帰りに新幹線を利用し、午後10時頃に新大阪駅に到着し、新大阪駅の構内で、歩いているミニスカートの女性を、後ろから手に持ったスマートフォンを動画撮影状態にしながら追従し、露出した大腿部や着衣の上から臀部等を撮影した。本件動画は、下着までは撮影されていないものの、ミニスカート姿の女性をローアングルで撮影したものであった。同年11月2日、大阪メトロ中津駅の構内において、ミニスカート姿の女性を後ろから撮影しようと追従していたところ、その女性に撮影していることを指摘された。当該教諭は、大淀警察署で取り調べを受け、スマートフォンに残っていた動画により、同年12月1日、大阪府迷惑防止条例違反の容疑で書類送致された。警察の取り調べにおいて、当該教諭は数年前から50回程度撮影したと供述しているが、立件されたのは1件だけであった。当該教諭は、今回のことをきっかけに退職する意向を示している。当該教諭は反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 今回退職の意向を示されているとのことですので、これに関してはほっとしているというのが正直な気持ちです。もし退職の意向を示さずに現場に戻るとなった場合、やはり子どもに接する教育現場で子どもに対する性犯罪率が高いとか、不意にそう

してしまったとか依存症と診断されている方に対して、保護者として消極的な思いがありますので、よかったなと思っています。

【森末委員】 確認です。3ページの(4)について、数年前から50回程度撮影した。立件されたのは1件ということで、50というのは写真の数で、撮影した機会は10回程度ということでしょうか。

【中野教職員服務・監察担当課長】 警察の聴き取りの際に保管していた動画ということで50個と申したということで、その中でスカートの上から女性の後ろ姿を撮影したというのが10数回ということです。新聞等でも50回と報じられているのですが、事実としましては動画は50個ありましたが関係ないのが40個、機会と言いますと10動画ございました。

【森末委員】 10機会で10動画ということですね。40は関係ないですね。

【中野教職員服務・監察担当課長】 さようでございます。

【森末委員】 立件されたのは本件の1件だけということですか。

【中野教職員服務・監察担当課長】 そうでございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第51号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対して懲戒処分を行うもので、被処分者は、中学校教諭、処分内容は、懲戒処分として減給6月が相当であると考え。事実の概要について、当該教諭は、過去に懲戒処分を受け、無許可でのマイカー通勤が禁止されていることを了知していたにもかかわらず、疾病により電車での通勤が困難であるという理由で令和5年5月から令和6年2月までの間、認められていないマイカー通勤を少なくとも66日行い、令和5年8月からの7カ月間は常例的なマイカー通勤を行ったというものである。当該教諭について、同校まで電車での通勤を届け出ているが、過去のマイカー通勤事案発覚後に医療機関を受診し、疾病等を診断され、その後も年1回の経過観察を行っていたが、令和5年2月に受診した際には症状は見られなかったものの、本件事案発覚後に改めて受診したところ、「車での通勤が必要である」旨の診断書が出されているところである。令和6年2月9日に市民の声で当該教諭のマイカー通勤について意見が寄せられたため、同校校長から聞き取りを行ったところ、2学期から無届での常例的なマイカー通勤を認め、マイカー通勤の理由

について「令和5年5月の連休明けから通勤電車の乗車人数が一気に増え、満員電車に乗るとめまいや動悸などの症状が再発したので、各駅停車の電車に乗るなどで対処したが大変であったので週1回程度マイカー通勤を行うようになり、11月中旬に立ちくらみ症状が出てからは、ほぼ毎日のマイカー通勤に繋がった。医療機関を受診すべきであったが、症状に対する葛藤があり、受診しなかった。」と述べている。令和5年8月から令和6年2月の7カ月については、通勤定期は購入していたが、通勤届により届け出ている交通機関の常例的な利用が認められないことから、通勤手当の戻入を行ってまいる。当該教諭は、反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 疾病等を診断されたとのことですが、事前にマイカー通勤を申請していれば認められる事案だったのでしょうか。

【中野教職員サービス・監察担当課長】 医療機関にて車で通勤する必要があるとの医師の診断書が提出されておりますので、事前に手続きを踏んでいれば認められたと考えております。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第52号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対して懲戒処分を行うもので、被処分者は、中学校の主務教諭、処分内容は、懲戒処分として減給6月が相当であるとする。事実の概要について、当該教諭は、令和5年9月、同校の体育館内にある体育教官室において、関係生徒への懲戒を目的とせず、関係生徒の胸ぐらを右手でつかんで2、3回前後に揺さぶった、というものである。補足であるが、体育館において保健体育の授業が男女合同で行われ、当該教諭は指導教員として教育実習生を指導していた。当該教諭がスポーツ鬼ごっこの審判をしていたところ、女子である関係生徒Bが泣いていることに気づいた。事情を聞いたところ、関係生徒Aが大勢の生徒の前で茶化するように頑張れと大声をかけられたためと聞いたが、関係生徒Bの意向を踏まえ、授業終了後に関係生徒Aの話を聞こうと考え、審判に戻った。関係生徒Aが三角コーンを蹴り上げるという出来事があったため、当該教諭は、関係生徒

Aを連れて体育教官室に連れて行き、関係生徒Aの言い分を十分に確認する前に、関係生徒Aの胸ぐらを右手で掴み、2、3回前後に揺さぶった。その後、当該教諭は、学級担任のもとに向かい事情を説明したところ、関係生徒間の関係性が普段からよくないという背景を初めて認識した。発覚の経緯として、関係生徒Aの保護者から当該教諭が関係生徒Aの胸ぐらを掴み揺さぶったとの訴えがあり、翌日、教頭は当該教諭に確認したところ、当該行為を認めた。当該教諭は、反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 この方は初めてでないということで、では今後はどのように指導していくのかということがあります。繰り返してしまったということですので、再度起こさないためにどういうことを行うのでしょうか

【中野教職員服務・監察担当課長】 再発防止につきまして、この方は3度目ということになります。令和4年度に戒告処分を受け、学校で学校長と研修を行い、アンガーマネジメント研修なども含めて4回行っています。にもかかわらずこのようなことを起こしており、現任校以外の場所で集中的に研修を行う特別研修を、教育委員会が主導する形で校長と連携を図って対応するといったことを考えております。やはり理解不足と言いますか、レポートでは反省の弁を述べていますが、感情が高ぶらないように深呼吸をしていったん止まっているのですが、生徒がコーンを蹴り上げたことでスイッチが入ってしまった事案であり、絶対に体罰は駄目だと認識を改めるような研修を行っていく必要があると考えております。

【赤木委員】 丁寧にやっていくしかないのかなと思うのですが、生徒が何か悪いことをしたらスイッチが入ってしまうみたいですね。

【森末委員】 5ページのところで、「正直処分覚悟のうえだったので」という発言がありますが、この発言の意味としては、前回も戒告だから今回これをやったらもっと重い処分になるから報告しても意味がないと考えて言っているのか、このような悪いことをした生徒は許せないという思いからの言葉なのかどちらでしょうか。

【中野教職員服務・監察担当課長】 その瞬間これは絶対に許せないということでスイッチが入ったきっかけと認識しております。

【森末委員】 次にまた起こさないようにしてほしいと思います。少なくとも生活指導部長にはしないようにすべきと思います。

【平井委員】 この教員の問題点は傾聴する姿勢がないことです。アンガーマネジメントを指導するならどのレベルで指導するかが問われます。問題なのは意識がないことです。指導者の立場で生徒と対等目線で話すことができず、生徒の心情を把握できていません。できない場合にも２つのパターンがあり、生徒に問題があって生徒が言うことを聞かないから怒りが頂点に達する、もう一つは単に教師に問題があって、メンタルの事情で対応ができないということ。本件はどちらでしょうか。

【中野教職員服務・監察担当課長】 メンタルに支障があるとは聞いておりませんので、やはり怒りをコントロールすることができない瞬間があると自分自身で冷静な場面では認識しているようです。

【平井委員】 傾聴する姿勢がないのですから、アンガーマネジメントの位置づけをどうするかです。周囲の先生方はこの先生をどのように見ていたのでしょうか。アブノーマルな方は日常的にいろいろな事案が生じる可能性が高いので、同僚は何か感じているはずです。それが管理職に伝わり、指導するというのが通例だと思います。あなたはこういう課題があるのでみんな心配しているのですが、どうしていきますかと。この文章だけでは心底反省しているのかどうかわかりません。今後、このような事例が生じることもあるわけですからアンガーマネジメントのあり方を精査されていってほしいと思います。

【上原教務部長】 この教諭の場合、委員がご指摘のようにアンガーマネジメントをしないとイケないという意識を持ちつつも、対生徒との関係性で生徒理解をしようとする姿勢が、おっしゃるように欠けていると思います。生徒がそういった行為に及んだ時にどういう心情でどういうことが原因でこういうことをしたのかとそういったことに理解を及ぼさずにいきなり行為を行っているところがありますので、教諭として子どもたちに対する生徒指導上のスタンスや子どもを理解したうえで指導するところからしっかりと研修していく必要があると思います。

【平井委員】 生徒指導というより内面理解です。このケースの場合、生徒に対する内面理解が欠落しています。心理学や専門家の意見も取り入れ、対応していく必要があるのではないのでしょうか。

【多田教育長】 今ご指摘いただいたような取組を、また教壇に立つこともありますので、処分の後にこの教員への支援、指導をしっかりと取り組んでいきたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第53号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対して懲戒処分を行うもので、被処分者は、中学校の主務教諭、処分内容は、懲戒処分として減給1月が相当であると考え。事実の概要について、当該教諭は、令和5年10月、廊下にて教室へ戻るように口頭で指導したが、関係生徒が指導に従わなかったため、関係生徒の左腕や左肩を右手で引っ張った後、右頬を左手で叩いた。また、関係生徒の保護者との間で、関係生徒に近づかない、指導しないことを約束し、校長から指導を受けたにもかかわらず、3回にわたって関係生徒に近づき指導するなど、校長からの職務命令に違反した、というものである。補足であるが、当該教諭が体罰行為を行い、その夜に関係生徒に近づかせないことを同校として約束したにもかかわらず、その翌日に、当該教諭は、文化発表会の演劇指導の名目で関係生徒に近づき指導し、同年11月、関係生徒に近づき、教室へ戻るよう指導した。こちらの2回について、当該教諭は、関係生徒の学級担任を通じて、保護者へ謝罪している。にもかかわらず、同年12月、当該教諭は、関係生徒に近づき、教室へ戻るように指導した。保護者は同校へ出向き、3回も約束を反故にされたことなどを訴えたため、当該教諭は保護者へ直接謝罪した。当該教諭は、反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 これは注意というか、教頭、校長から近づくなと言われた翌日にもまたやっていて、3回もしているということで、ちょっと理解不能なのですが、事情を聞いた印象として、関係生徒に執着しているのか、あるいは管理職に対して挑戦しているのかどちらなののでしょうか。仮に関係生徒に執着しているということであれば、単にストーカー的なのか、あるいは、自分に管理職から注意させるようなことをしたこの生徒に対してどうしても許せない気持ちがあるのか、その辺りはどのようなふう to 受け取られましたでしょうか。

【中野教職員サービス・監察担当課長】 反省の弁にもありますように、ご自身の教育方針というか理念を貫くということが聴き取りにおいても見られたようです。管理職の対応について何かこだわりがあったとは聞いておりませんので、こちらの方が当該教諭の問題と認識しております。

【森末委員】 関係生徒に対してこのままではいけないと思って、管理職から近づく

などと言われても、関係生徒を見たら止められないということだったということですね。

【中野教職員服務・監察担当課長】 はい。当該生徒は活発な生徒で、生徒のことが気になり指導しなければいけないと思ってしまったところが繰り返しの原因になったと認識しております。

【森末委員】 そうしますと今後当該教諭にどのような対応をしていくのか考えておられることはありますか。

【中野教職員服務・監察担当課長】 この先生の場合は、ご認識はされていますし、開き直りも見られませんので、時間がかかるかもしれませんが、問題意識をもって改善と言いますか研修等をしていく必要があると考えております。

【森末委員】 この学校はクラス数がたくさんなのでしょうか。学年を変えるなどはないのでしょうか。生徒は3年生なので卒業ですかね。

【中野教職員服務・監察担当課長】 当該生徒はこの春で卒業でございます。次のところに無事進学されていると聞いております。

【森末委員】 管理職にはもっとよく注意してもらいたいと思います。

【平井委員】 教育公務員としての認識はいかがでしょうか。職務命令に3回違反しており、それは周囲に伝わるはずですから雰囲気が悪くなるはずです。雰囲気は重要で、教師だけではなくて保護者や生徒も敏感に感じているはずですから要注意でしょう。

【中野教職員服務・監察担当課長】 公務員ですので、ご指摘のところの違反につきまして、量定を検討するにあたりまして、そうした違反の内容について、3回という回数は私どもも重く受け止めています。行為自体は教室に帰りなさいというような声掛けなのですが、指摘されていますようにやってはならないという約束をして校長からも指導されているそのルールに反している、しかも1回は翌日にやっているということを検討いたしました。

【平井委員】 風評被害は大丈夫でしょうか。もしあるのならば説明責任を果たす必要があります。

【中野教職員服務・監察担当課長】 校長もこの事案に関わって、保護者から電話がかかってきても他の教員が職員室で電話をとる配慮をされていたと聞いております。校長として精いっぱい努力されておまして、風評被害は今のところ聞いておりません。

【平井委員】 学校全体の問題として捉え、チーム学校で取り組まないと意味がありません。

【中野教職員服務・監察担当課長】 承知しました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第54号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対して懲戒処分を行うもので、被処分者は、小学校の給食調理員、処分内容は、懲戒処分として減給が相当であると考え。事実の概要について、当該職員は、令和5年9月、同校の給食調理室において、調理窯の火を切ったことを確認せずに10分程度持ち場を離れたことにより、調理窯の油から出火させ、発生した黒煙等により、約2カ月間、給食調理室の使用ができなくなったというものである。補足であるが、出火が起きた令和5年9月1日、同校では、当該職員を含め、3名の給食調理員により業務にあたっており、当該職員が調理窯、他2名が下処理と切り物を担当し作業していたところ、当該職員は水分補給のため持ち場を離れた際に、調理窯の火を切ったことを確認しなかった。同日午前11時頃、調理窯の油から発火し、出火に気づいた給食調理員により消火活動を行い、すぐさま鎮火したが、黒煙の影響により火災報知器が鳴動したため、同校の教員が給食調理室の排気口から黒煙が出ていることを発見し、校内放送で児童及び教職員に運動場へ避難するよう伝えた。校長は、児童を緊急下校することに決め、保護者へ連絡のうえ、集団下校を実施した。翌週の1週間は、弁当の持参やヒートレスカレーの提供で対応し、その翌週から他の小学校から給食を配膳する親子方式により給食提供を再開した。11月1日、給食調理室が復旧し、給食提供を再開している。当該教諭に事実確認を行ったところ、当該教諭は過失により出火した事実を認めた。当該教諭は、反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 当日は2人でやっているところ、1人がお休みで非常勤の人が入って、この人が責任者で、起こるべくして起こったというか、普段から調理作業工程表や作業導線図を作っていないということで、その点は反省してきっちりやってもらわないといけないと思います。火を出すというのはとんでもないことで、児童にも被害が及んでいるので。こういう作業で火を扱うときに声を出して確認しないのでしょうか。それを怠っていたということでしょうか。鉄道などでも声出し点検をしているではないですか。慣れていたら

こういうことが起こってしまうと思います。

【中野教職員服務・監察担当課長】 まず基本動作の徹底ということで、工程表の作成は毎日行うことになっていきますし、応援体制が入るときになおこれが活きることになると考えておりますが、これができていなかった。できていればもう1人の人が止められた可能性もあります。

【森末委員】 火を使う場合に失火することはいくらも危険な職務なので、失火責任法では、重過失でないと損害賠償を負わないとされています。失火に対しては責任を限定するということがあって、それが反映されているのかなと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
